

佐久総合病院 佐久医療センター

概要	名称	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター			
	所在地	長野県佐久市中込3400番地28（〒385-0051）			
	電話	0267 - 62 - 8181			
	開設日	2014年3月1日			
	開設者	長野県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 洞 和彦			
	管理者	院長 宮田 佳典			
	許可病床数	450床			
	病床内訳	病床区分	病床数	病棟名/病床数	
		一般病床（急性期一般入院料）	372床	（1階南 48床）（2階西 48床）	（1階西 48床）（3階東 48床）（2階東 40床）（3階南 48床）（2階南 48床）（3階西 48床）
		一般病床（特定入院料）	74床	救命救急入院料1（救命病棟 20床）	
				ハイケアユニット1（HCU 20床）	
				特定集中治療室4（ICU 16床）	
				新生児特定集中治療室（NICU 6床）	2階東に併設
				新生児治療回復室（GCU 12床）	2階東に併設
				小児入院医療管理料4（2階東 15床）（3階西 15床）	〔再掲〕
		感染症病床	4床	3階東に併設	

諸指定	〔医療機能等の指定〕	救命救急センター	救急告示病院	長野県災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院	地域災害拠点病院	地域がん診療連携拠点病院	地域周産期母子医療センター	地域医療支援病院	臨床研修指定病院(基幹型)	第二種感染症指定医療機関	地域医療人材拠点病院	がんゲノム医療連携病院	肝疾患に関する専門医療機関	〔その他の指定・認定等〕	日本医療機能評価機構認定施設(一般病院 2機能種別評価項目3rdG:Ver.1.1)	信州ドクターヘリ基地病院	DPC対象病院	消費者庁および国民生活センターネットワーク事業参画医療機関	外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	〔保険・公費等の指定〕	保険医療機関	結核指定医療機関	生活保護法指定医療機関	中国残留邦人等支援法指定医療機関	戦傷病者特別援護法指定医療機関	指定自立支援医療機関(育成医療・更正医療・精神通院医療)	原子爆弾被爆者援護法指定医療機関	母子保健法指定養育医療機関	労災保険指定医療機関	難病法指定医療機関	小児慢性特定疾病治療研究事業指定医療機関	肝がん・重度肝硬変研究促進事業指定医療機関	紹介受診重点医療機関
-----	------------	----------	--------	------------------------	----------	--------------	---------------	----------	---------------	--------------	------------	-------------	---------------	--------------	--	--------------	---------	-------------------------------	---------------------	-------------	--------	----------	-------------	------------------	-----------------	------------------------------	------------------	---------------	------------	-----------	----------------------	-----------------------	------------

標榜診療科	内科	呼吸器内科	循環器内科	消化器内科	内視鏡内科	血液内科	腎臓内科	糖尿病・内分泌内科	リウマチ・膠原病内科	腫瘍内科	感染症内科	緩和ケア内科	脳神経内科	心療内科	移植内科	外科	呼吸器外科	心臓血管外科	消化器外科	乳腺外科	小児外科	肛門外科	整形外科	脳神経外科	形成外科	移植外科	歯科口腔外科	精神科	小児科	皮膚科	泌尿器科	産科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	アレルギー科	リハビリテーション科	放射線診断科	放射線治療科	麻酔科	救急科	病理診断科	臨床検査科
-------	----	-------	-------	-------	-------	------	------	-----------	------------	------	-------	--------	-------	------	------	----	-------	--------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	--------	-----	-----	-----	------	----	-----	----	-------	--------	------------	--------	--------	-----	-----	-------	-------

診療時間	月～金曜日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00分
	休診日	日曜日、祝日、 土曜日 、年末年始（12/31～1/3）

面会時間	午後 2 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分
	※患者さんの病状や希望、地域の感染症の蔓延状況等により面会を制限する場合があります。

保険証の確認　月に1度確認いたします。保険証の内容に変更があった際は窓口職員にお伝え下さい。

JA長野厚生連理念

JA長野厚生連は、JA綱領のもとに医療活動を通じ、組合員・地域住民のいのちと生きがいのある暮らしを守り、健康で豊かな地域づくりに貢献します。

佐久病院理念

佐久病院は「農民とともに」の精神で、医療および文化活動をつうじ住民のいのちと環境を守り、生きがいのある暮らしが実現できるような地域づくりと、国際保健医療への貢献を目指します。

2004年12月 改訂

患者さんの権利と責任

- 適切な治療を受ける権利
- 人格を尊重される権利
- プライバシーを保証される権利
- 医療上の情報の説明を受ける権利
- 関係法規や病院の諸規則を知る権利 など

これらの人間としての倫理原則をお互いに大切にしなければならない。しかし、患者さんも、病院から指示された療養については、専心これを守ることを心がけなければならない。医師と協力して療養の効果をあげることこそが大切なのである。

1983年1月

- 安全な医療を受ける権利
- 自己決定の権利
- 苦情を申し立てる権利
- セカンドオピニオンを求める権利

以上を新たに追記いたします。

2014年4月 見直し

こどもの権利

私たちは、あなたの命が守られ、元気に成長できるように、ご家族や地域の方々とともに力を合わせていきます。

- あなたは一人の人として大切にされます。
- あなたにとって、もっともよい診療を受けることができます。
- 病気や治療について、わかりやすく説明を受けることができます。
- わからないことや心配なことを病院の人に聞いたり、あなたの意見や気持ちを話すことができます。
- 他の人に知られたくないことは守られます。
- 遊びや学びの機会は大切にされます。

2022年3月

佐久総合病院の行動目標

- 第一線医療の充実と高度専門医療の向上をはかり、地域完結型医療体制の確立を目指します。
- 農業と地域社会の問題を直視し、メディコ・ポリス構想の精神を継承して、地域の内発的発展に協働します。
- 研究と教育は病院の重要な役割であることを自覚し、佐久病院らしい医師教育、職員教育および研究活動の充実をはかります。
- プライマリ・ヘルス・ケアを包含する農村医学の考え方を学習し、実践するとともに、発展途上国の国際保健医療に貢献します。
- 患者さんを第一に考え、医療の質向上および患者安全、職員満足の向上を目的とする活動を推進します。

2019年4月1日 改訂

佐久総合病院グループにおける個人情報保護について

佐久総合病院 統括院長 渡辺 仁

佐久総合病院グループは、常に質の高い医療・介護の実現と、患者さん及び利用者さんへのよりよいサービス提供を実現するために、事業所毎に、またグループ全体での連携を通じて、日々業務にあたっています。安心して医療・介護サービスを受けていただくために、個人情報の扱いは「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、積極的に個人情報の保護に取り組みます。

佐久総合病院グループ【各事業所の個人情報保護責任者】

佐久総合病院	： 渡辺 仁（院長）	佐久総合病院訪問看護ステーション	： 北原奈緒美（所長）
佐久医療センター	： 宮田佳典（院長）	訪問看護ステーションやちほ	： 友野明美（所長）
小海分院	： 由井和也（院長）	訪問看護ステーションこうみ	： 篠原久美子（所長）
小海診療所	： 木下裕介（所長）	訪問看護ステーションわかば	： 横川 智（所長）
佐久総合病院老人保健施設	： 高橋勝貞（施設長）	佐久居宅介護支援事業所	： 今井 靖（管理者）
老人保健施設こうみ	： 渡辺俊一（施設長）	佐久総合病院ケアマネジメントセンター	： 大久保美由紀（管理者）
		宅老所 やちほの家	： 中村孝子（管理者）

個人情報保護に関する基本方針

- 個人情報の保護に関する法律、指針、規範を遵守いたします。
- 個人情報の利用目的を定め、その範囲内で扱います。
- 個人情報は下記の場合を除き、目的外使用は行いません。
 - 患者さん及び利用者さんの同意を得たとき
 - 法令等で提供を求められたとき
 - 提供元の医療機関等でも個人を識別できない状態にして情報を提供する場合
 - 患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき
- 個人情報を適切に扱う体制を構築し、不正な個人情報収集、改ざん、漏洩等が起こらないように努めます。

個人情報の取り扱いについて

患者さん及び利用者さんに適切な医療・介護サービスを提供するために、佐久総合病院グループ内で統一の電子カルテ、地域医療連携ネットワーク(ID-Link)及び介護事業者支援システムを用いて診療情報を取得、共有し、佐久総合病院グループとしてお互いに協力しながら診療・介護サービスの提供を行います。

- 当院が扱う個人情報の利用目的について(個人情報保護法第21条1項関係)
下記の利用目的に同意しがたい項目のある方は、問い合わせ窓口にお申し出ください。関係部署と検討の上、適切に対応いたします。申し出のない場合には、同意いただいたものとして個人情報を扱います。ご同意いただけない場合は、適切な医療・介護サービスが提供できない場合があることをご了承ください。

医療の提供に必要な利用目的

- 適切な医療・介護・健診サービスの提供のため
- 適切な医療サービスの提供のため医療機関との情報のやりとり
 - 他の医療機関への紹介
 - 患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
 - 紹介元の医療機関への報告
 - 患者さんが現在または過去に医療行為を受けられている他の医療機関等からの照会への回答
 - 他の医療機関、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者及び地域包括支援センター等との連携
 - ご家族等への病状説明
 - 事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
 - 一部の検体検査業務の委託及びその他の業務委託
 - 労働者災害補償保険及び自賠責保険の手続き等
 - 一般保険会社からの手続き
- 診療費・介護費請求のため
 - グループ内の事業所での医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する事務
 - 審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
 - 審査支払機関及び保険者への照会
 - 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - その他、医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

上記以外の利用目的

- 適切な事業所運営管理のため
 - 入退院等の施設内管理
 - 会計・経理
 - 医療事故等の報告
 - 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談または届出等
 - 防犯のためのカメラによる録画画像
- 医療・介護の向上への寄与のためのグループ内における研修・研究活動
 - 医師、薬剤師、看護師及びその他の医療・介護従事者の教育や臨床研修
 - 学生(医学生、薬学生及び看護学生等)の実習指導
 - 医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 医療・介護の質の向上を目的としたグループ内での症例報告
- 法令・行政上の対応のため
 - がん登録のような公益性を有する疫学調査の実施
 - 医療行政にかかわる統計、調査及びサーベイランス事業
 - 保健所等公益機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告
 - 医療監視、医療指導監査、実地指導及び調査への対応
 - 警察、裁判所、役所及び消防からの問い合わせ
- 外部審査機関への対応のため
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき
- 病院情報誌、ホームページ等への写真掲載
- グループ内におけるボランティア活動

2. 個人情報の第三者提供について

患者さんの個人情報は、同意をいただくことなく外部の第三者に提供いたしません。ただし、次にあげる利用目的につきましては、特に患者さんからお申し出がない限り、外部の第三者にお知らせすることがあります。ただし、同一グループ内であっても患者さん及び利用者さんが医療・介護を受けていない事業所から、外部の第三者へ個人情報を提供することはありません。

- 適切な医療サービスの提供のため外部との情報共有
 - 医療の提供のため、他の医療機関等と連携を図ること
 - 患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
 - 他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
 - ご家族等への病状説明
 - 事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
 - 審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
 - 審査支払機関及び保険者への照会
- 法令上、医療機関・介護サービス事業者からの報告が義務付けられている事項
- 患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき
- 法令に基づき個人情報の提供要請があり、必要と判断されるとき
- 外部委託のため必要と判断されるとき
医療・介護サービスを提供するにあたり、業務の一部を外部委託しています。委託先とは、個人情報の保護に関する契約を結び、管理・監督に努めています。主な委託業務の内容は次のとおりです。
 - 検査業務
 - 診療費請求業務
 - 警備業務
 - 清掃、施設維持管理業務
 - 廃棄物処理業務
 - リネン業務
 - 債権回収業務
 - 経営および診療のためのデータ分析業務
 - 送迎業務

3. 当法人が取扱う保有個人データに関する事項(個人情報保護法32条1項関係)

- 名称及び住所並びに代表者氏名
 - 長野県厚生農業協同組合連合会(代表理事理事長 洞 和彦) 長野市大字南長野北石堂町1177-3(JA長野県ビル)
 - 佐久総合病院 佐久医療センター(院長 宮田 佳典) 佐久市中込3400-28
- 全ての保有個人データの利用目的 (前記1と同じ)

4. 開示等の求めに応じる手続

保有個人データ等(個人データの第三者提供記録を含みます)に係る開示等の求めに応じる手続は以下の通りです。
なお診療内容等に関するご照会は、医事課にお尋ねください。

- 申出先:佐久医療センター 医療安全管理室 電話0267-62-8181

(2)開示等の方法

本人または正規な代理人が直接お越し頂き、上記申出先にて「個人情報開示請求書」を入手の上、必要事項を記入し請求してください。
郵送・FAX・電子メール等による手続は本人確認等個人情報のセキュリティ面から、当施設においては採用しておりませんのでご了承ください。

(3)本人またはその代理人の確認方法

本人…運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、実印と印鑑証明書、個人番号カード、在留カードまたは特別永住者証明書。
これらのうち2以上のものを用意してください。
代理人…請求者本人との続柄を証明できる住民票その他続柄を証明するもの(法定代理人)若しくは本人の印鑑証明書(交付日より6ヶ月以内のもの)付の請求書及び委任状(任意代理人)を提出してください。

5. 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法

手数料は実費とし、当院が発行する請求書類に掲載の指定された口座へ振込にてお支払い下さい。

6. 安全管理措置に関する事項・・・個人データの適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護方針」を策定しています。

- ①個人データの取り扱いに係る規律の整備
取得、利用、保存、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について「個人情報取扱規程」を策定しています。
- ②組織的安全管理措置
個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員及び当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、保護法や個人情報取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
- ③人的安全管理措置
個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に対する研修を実施しています。
- ④物理的安全管理措置
個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- ⑤技術的安全管理措置
 - アクセス制御を実施して、担当者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
 - 各個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. 保有個人データの取扱いに関し当院が設置する苦情のお申出先窓口

開示申出先と同じ窓口です。

8. 患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無に関するお問い合わせ

佐久総合病院グループでは、原則として、患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無についてのお問い合わせに対して、ご本人・ご家族以外にはお伝えしておりません。

2023年10月 改訂

院内感染対策に関する基本方針

佐久医療センター 院長 宮田 佳典

当院の院内感染対策は、全ての患者さんが感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対応しています。また、病院内外の感染症情報を収集し、院内感染の危険及び発生時は、迅速な対応に努めています。院内感染対策活動の必要性・重要性を全職員(派遣・委託職員を含む)に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

・院内感染対策に関する取り組み事項

(1)院内感染対策の組織に関する事項

当院は、感染対策に関する問題点を把握し改善対策に努めています。

- ・院内感染対策委員会：月1回以上の会議開催
 - ・感染制御チーム：週1回のラウンド
 - ・抗菌薬適正使用チーム：週1回のカンファレンス
- 患者さんやご家族からの感染に関する問い合わせ、相談については、感染防止策に係わる研修を受けた専従の認定看護師等が対応いたします。

(2)院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会は年2回以上開催しています。また、各部署に感染対策マニュアルを整備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

(3)感染症発生状況に関する事項

感染制御チームは、院内感染上問題となる細菌の発生状況を把握し、各部署へ注意喚起をしています。

(4)院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発症が疑われる事例が発生した場合、感染制御チームは速やかに現状の確認と感染対策を行い、感染源や感染経路を究明し感染拡大を防止します。状況は随時、保健福祉事務所などに届出や連絡を行います。また、感染症によっては個室で管理させていただく場合があります。

(5)患者さんへの情報提供

感染症の流行時は、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。

(6)地域支援に関する事項

地域支援ネットワーク及び感染防止対策加算に係わるほかの医療機関との連携をしています。

佐久総合病院グループの輸血療法に関する基本方針

佐久総合病院 統括院長 渡辺 仁

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。しかしながら、生命を救うために輸血が必要である場合、その必要性和輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。
2. 当院は、「いかなる場合でも輸血しない」という「絶対的無輸血」には、原則同意いたしません。
3. 当院では、宗教上の理由等により輸血を拒否される患者さんより「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。その場合、他医療機関への紹介に努めます。
5. 大出血による救急搬送時、未成年者（15歳未満）の場合、または意識障害などで本人の意思を明記した「携帯カード」を確認できない場合、救命のため医学的に輸血が必要であると複数の医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき輸血を行います。

反社会的勢力に対する基本方針

長野県厚生農業協同組合連合会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、以下のとおり、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨むため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応：反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応します。
2. 外部専門機関との連携：反社会的勢力による不当要求があった場合には、警察・暴力追放県民センター・弁護士等の外部機関と意思疎通を図り、緊密な連携関係のうえ対応します。
3. 取引を含めた関係遮断：反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応：反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。
5. 裏取引や資金提供の禁止：反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

禁煙宣言

当院は敷地内全面禁煙となっています。

・健康増進法

国民の健康増進の総合的な推進に関して基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善・健康の増進を図るための措置を講じることにより、国民保健の向上を図ることを目的として公布されました。（平成14年8月公布）

・「受動」喫煙の防止

上記の第25条には、「何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。」と明示されています。ここで言われている特定施設には、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として病院も定められています。

・地域がん診療連携拠点病院

平成26年3月1日付けで当院は地域がん診療連携拠点病院に指定されました。

当該施設の認定基準として敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むことが求められています。

当院が行っているサービス（記載料金は全て消費税率10%の税込料金です。）

- I. 当院は急性期入院医療における診断群分類別包括評価（DPC）による支払対象病院です。（医療機関別係数 1.5567）
- II. 病棟でのサービス

1. 入院療養環境 ※費用は別途一覧
 - ① 入院中の医学管理
 - ② 重症患者等特別療養環境室（個室 26 床）
 - ③ 特別の療養環境病床（個室 104 床）
2. 看護体制
 - ① 一般病棟については、1日 21人以上の看護職員が勤務しています。時間帯ごとの配置については、それぞれの病棟内に掲示してあります。※ 患者負担による付き添い看護は行っていません。
3. 看護職員による勤務
 - ① 日勤：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
 - ② 夜勤：午後 4 時 45 分～午前 8 時 45 分
4. 入院時食事療養費
 - ① 当院では、入院時食事療養費（I）の届けを行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。（配膳時間 朝食：午前 8 時 昼食：午後 0 時 夕食：午後 6 時以降）
 - ② 入院時食事療養費の標準負担額について（住民税課税世帯）※住民税非課税世帯の方は受付窓口等にお問い合わせください
・入院時食事療養費：460 円（1食）
・特別食加算：76 円（1食）
5. 医療費の明細書について
当院では、会計の都度領収書を発行しておりますが、領収書とは別に 詳細な医療費の内容のわかる明細書を発行しています。発行不要の方は窓口にお申し出ください。

III. 当院が指定を受けている公費負担医療制度について

労働災害 戦傷病者 原爆医療 感染症法 生活保護 特定疾患 小児慢性 自立支援(更生・育成・精神通院)
※対象疾患については受付窓口までお問い合わせください。

IV. 相談体制について

当院では、専門的な知識を持った職員により、患者さん及び、ご家族等が安心して医療を受けられるよう、様々なご相談やご要望にお応えする体制を整え、ご相談やご要望の内容により適切な部署や職種と連携とりながら解決に努めます。

- ・患者相談支援窓口 … 診療や医療費、食事等の不安 職員の待遇、施設や設備に関するご要望など
- ・がん相談支援センター … がんに関する治療や情報、精神的な不安、療養生活や就労支援などのご相談など
- ・医療安全管理室 … 医療安全対策に係る相談及び、支援など(専従の医療安全管理者が対応します)

V. 栄養サポートチームについて

・当院は、栄養障害の状態または、栄養管理をしなければ栄養障害になることが予想される患者さんに対し、生活の質の向上、原疾患の治癒促進および感染症等の合併症を予防等を目的として栄養管理に係る専門的知識を持った医師・看護師・薬剤師・管理栄養士等から構成される「栄養サポートチーム」による診療を提供いたします。

VI. 緩和ケアチームについて

・当院は、がん診療連携拠点病院としてがんに対する治療を積極的に行っています。がん等の治療に伴い生じることがある身体的な苦痛や精神的な症状等を軽減し、その人らしい生活を送ることができるよう専門的知識をもった医師・看護師・薬剤師等から構成される「緩和ケアチーム」により、主治医等と連携してがん治療をサポートする「緩和ケア」の提供をいたします。

VII. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進について

・当院では、後発医薬品の採用にあたっては、薬剤部門において品質・安全性および、安定供給等の情報の収集・評価を行い、院内の薬事委員会にて条件を満たした有効かつ安全な後発医薬品を採用し、入院・外来を問わず積極的に後発医薬品使用の推進に取り組んでいます。

VIII. 実費をご負担いただくもの

次の事項については、保険診療の患者負担とは別に実費のお支払いをお願いします。

1. 初診、再診時の選定療養費(自己の選択による受診の場合)
 - ・紹介なしに当院を初診した場合 7,700 円
 - ・当院から他の医療機関に紹介を行ったにもかかわらず、引き続き当院での診療を希望された場合 3,300円
2. 環境料 473円
床頭台・オーバーテーブル・洗濯機・乾燥機・Wi-Fi等、入院生活に際し、治療とは直接関係の無い病院が提供する環境や設備の利用料のことです。
3. ご希望により特別療養環境病床に入室した場合 ※診療上の都合で入室された場合は料金の徴収はいたしません。

区分	1日の費用	病棟	病室															
S個室 (2床)	33,000円	2階西	2311															
		3階西	3309															
		1階南	1211															
A個室 (17床)	7,150円	1階西	1325															
		2階東	2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2114 2115															
		2階南	2211															
		3階東	3119 3120 3121 3122															
		3階南	3211															
		B個室 (85床)	4,400円	1階南	1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1212 1218 1219 1220 1221 1222 1223													
1階西	1320 1321 1322 1323 1324 1326																	
2階東	2103																	
2階南	2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2212 2218 2219 2220 2221 2222 2223																	
2階西	2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2318 2319 2320 2321 2322																	
3階東	3103 3104 3105 3106 3107 3108 3117 3118																	
3階南	3202 3203 3204 3205 3206 3207 3208 3209 3210 3212 3218 3219 3220 3221 3222																	
3階西	3303 3304 3305 3306 3307 3308 3316 3317 3318 3319 3320																	

※個室料金には環境料が含まれています。
 ※助産に係る入院で個室を使用した場合は非課税です。

4. 産婦人科関係

- 分娩料
 - ・時間内 … 単胎 194,600 円 双胎 337,600 円
 - ・時間外 … 単胎 215,500 円 双胎 369,500 円
 - ・深夜 … 単胎 225,400 円 双胎 390,400 円
 - ・休日 … 単胎 225,400 円 双胎 390,400 円
- 妊婦検診料 2,750 円
- 妊婦反応検査料(HCG定性) 2,390 円
- 乳児検診 4,516 円
- ノンストレステスト(NST) 2,100 円
- 超音波(腹部)及び(経膈) 4,780 円
- お産セット 11,000 円
- 悪露交換 1,000 円
- 乳房マッサージ(5回目以降) 2,240 円
- 先天代謝異常検査(新生児マス・スクリーニング) 3,300 円
- 新生児保育料(1日) 8,000 円
- 産後健診(2週間・1ヵ月) 5,000 円
- 人工妊娠中絶術(3ヶ月未満) 154,000 円
- 人工妊娠中絶術(3ヶ月以降) 357,500 円
- IUD(子宮内避妊用具)挿入 41,250 円
- IUD(子宮内避妊用具)抜去 11,000 円
- 助産師保健指導料 2,200 円
- 授乳指導料 3,300 円

5. 予防接種

- 四価髄膜炎菌髄膜炎ワクチン(メナクトラ筋注) 27,100 円
- A型肝炎ワクチン(エイムゲン) 8,800 円
- B型肝炎ワクチン(ヘプタバックスII) 6,300 円
- 〃 (ビームゲン) 5,900 円
- 子宮頸がんワクチン[初回](サーバリックス、ガーダシル) 16,300 円
- 〃 [2・3回目](〃) 16,300 円
- 肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)〔成人〕 9,900 円
- 〃 (プレベナー)〔小児〕 13,200 円
- 流行性耳下腺炎(おたふく/ムンプス)ワクチン 7,100 円
- 四種混合ワクチン(テトラビック) 13,000 円
- ※ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオの混合
- MRワクチン(ミールビック)※麻疹・風疹の混合 11,300 円
- 水痘ワクチン 9,200 円
- 狂犬病ワクチン(組織培養不活化狂犬病ワクチン) 13,700 円
- 破傷風ワクチン(沈降破傷風トキシイド) 5,500 円
- 不活化ポリオワクチン(イモバックスポリオ) 11,500 円
- 日本脳炎ワクチン(ジェービックV) 8,200 円
- ロタウイルスワクチン(ロタリックス内用液) 16,100 円
- 結核ワクチン(乾燥BCG) 8,800 円
- インフルエンザ 4,730 円
- 細菌性髄膜炎(Hib)ワクチン(アクトヒブ) 9,300 円

6. 文書料

- 年間医療費証明書(確定申告用) 1,100 円
- 福祉医療等点数証明書(1枚につき) 110 円
- 通院証明書(日にちのみ記入) 110 円
- 診断書・証明書(病院様式) 3,300 円
- 診断書(年金用) 8,800 円
- 診断書(身体障害者手帳交付用) 8,800 円
- 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) 5,500 円
- 診断書(特別児童扶養手当用) 5,500 円
- 診断書(自賠責用) 11,000 円
- 入院証明書(生命保険用) 6,600 円
- 死亡診断書(死体検案書) 11,000 円
- 死亡診断書(写) 2,200 円
- 死亡診断書(生命保険用) 6,600 円
- 指定難病臨床個人調査票(新規・更新) 5,500 円
- 小児慢性特定疾患医療意見書(新規・更新) 5,500 円
- ウイルス肝炎医療費受給者証申請用診断書 5,500 円
- 自立支援医療意見書(育成・厚生・精神通院) 5,500 円
- 後遺障害診断書 11,000 円
- 交通災害共済診断書(県・地区) 2,200 円
- 出産手当金支給申請書 2,200 円
- 出産育児一時金支給申請書 2,200 円
- 就労証明書 2,200 円
- 鉄砲刀剣類関係診断書 3,300 円
- おむつ利用証明書 1,650 円
- 健康診断書 3,300 円
- 入院期間・手術・放射線照射診療報酬点数確認書 1,100 円

7. その他

- 付添寝具(1日) 330 円
- おむつ代(小児のみ)(1枚) 30 円 ~ 132 円
- 往診・訪問診療の車代 275 円 ~ 3,300 円
- セカンドオピニオン外来(30分未満) 11,000 円
(延長30分まで追加料金 11,000 円)

※病衣、タオル、おむつ(成人用)等をレンタルされる場合は、病院の委託業者との契約となります。

Ⅸ. 健康保険法による費用算定

当院は「健康保険法の規定による費用の算定方法」に基づき、次の事項について届出し算定しています。

基本診療料

- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療環境体制加算2
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・急性期一般入院料1
- ・急性期充実体制加算
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- ・急性期看護補助体制加算(25対1)(看護補助者5割以上)
(100対1 急性期看護補助体制加算)(夜間看護補助加算)
- ・看護職員夜間配置加算(12:1配置加算1)
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・無菌治療室管理加算1・2
- ・放射線治療病室管理加算
- ・緩和ケア診療加算
- ・精神科リエゾンチーム加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算1
- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算1・2
- ・データ提出加算2
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・救命救急入院料1
- ・特定集中治療室管理料4
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1
- ・新生児特定集中治療室管理料2
- ・新生児治療回復室入院医療管理料
- ・小児入院医療管理料4
- ・看護職員処遇改善評価料69

特掲診療料

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料 イ・ロ・ハ・ニ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料(臓器移植後)
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- ・外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- ・院内トリアージ実施料
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1・連携充実加算
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(I)
- ・がん治療連携計画策定料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・外来排尿自立指導料

特掲診療料続き

- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1・2
- ・救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算
- ・在宅訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・遺伝学的検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(I)
- ・検体検査管理加算(IV)
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・神経学的検査
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・経気管支凍結生検法
- ・ポジトロン断層撮影
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・リンパ浮腫複合的治療料
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・人工腎臓
- ・導入期加算2・腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- ・皮膚移植術(死体)
- ・自家脂肪注入
- ・組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る)
- ・後縦靭帯骨化証手術(前方進入によるもの)
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ・乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)(乳がんセンチネルリンパ節加算1)
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・内視鏡下筋層切開術
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・経皮的僧帽弁クリップ術
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・不整脈手術左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ・大動脈バルーンポンピング法(IABP法)
- ・経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ・内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))

- ・腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る)
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切除術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・腹腔鏡下仙骨腔固定術
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水圧拡張術ハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- ・陰嚢水腫手術
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る)
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・周術期栄養管理実施加算
- ・輸血管理料(I)
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・麻酔管理料(I)・(II)
- ・周術期薬剤管理加算
- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・強度変調放射線治療(IMRT)
- ・1回線量増加加算
- ・画像誘導放射線治療(IGRT)
- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸移動対策加算
- ・画像誘導密封小線源治療加算
- ・病理診断管理加算2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・(食事)入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)
- ・歯科口腔外科リハビリテーション料2
- ・歯科治療時医療管理料
- ・口腔粘膜処置
- ・レーザー器機加算
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

X. 手術の施設基準に関する揭示

当院は、次に掲げる手術の年間実施件数を関東信越厚生局長に届け出ています。（集計期間：2023年1月～12月）

1. 区分1に分類される手術		カ. 食道切除再建術	0件
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	21件	キ. 同種腎移植術等	2件
イ. 黄斑下手術等	0件		
ウ. 鼓室形成手術等	17件	4. 区分4に分類される手術	
エ. 肺悪性腫瘍手術等	152件	（胸腔鏡下及び腹腔鏡下手術）	1605件
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	246件	5. その他に分類される手術	
2. 区分2に分類される手術		・人工関節置換術	107件
ア. 靭帯断裂形成手術等	4件	・乳児外科施設基準対象手術	1件
イ. 水頭症手術等	13件	・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	95件
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	・冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	304件
エ. 尿道形成術等	0件	・経皮的冠動脈形成術	195件
オ. 角膜移植等	0件	内訳）	
カ. 肝切除術等	104件	・急性心筋梗塞に対するもの	51件
キ. 子宮付属器悪性腫瘍手術等	12件	・不安定狭心症に対するもの	37件
3. 区分3に分類される手術		・その他のもの	107件
ア. 上顎骨形成術等	5件	・経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件	・経皮的冠動脈ステント留置術	205件
ウ. バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1件	内訳）	
エ. 拇指化手術等	0件	・急性心筋梗塞に対するもの	57件
オ. 内反足手術等	0件	・不安定狭心症に対するもの	40件
		・その他のもの	108件

産科の診療に係る連携体制等について

ハイリスク妊娠管理又常勤の産婦人科の医師 7名、常勤の助産師 45名（2023年の年間分娩取扱件数 552件）はハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関

- ・信州大学医学部付属病院（松本市旭 3-1-1 TEL0263-35-4600 連絡方法：担当医師による電話連絡）
- ・長野県立こども病院（安曇野市豊科3100 TEL0263-73-6700 連絡方法：担当医師による電話連絡）

当院の職員の負担軽減・処遇改善への取り組み

当院は、健全な職場環境を保ち、質の高い医療を提供するため、職員の負担軽減と処遇改善に資する次の事項に取り組んでいます。

組織体制

- ・働き方改善プロジェクトの設置
- ・安全衛生委員会（産業医・衛生管理者）の設置
- ・健康サポート室の設置

診療体制

- ・医師事務作業補助者による医師業務の代行
- ・看護補助者の配置による看護師業務の代行
- ・特定看護師によるチーム医療の推進
- ・看護師やその他メディカルスタッフによる一部医療行為の実施
- ・入退院支援室による入院時業務の一括対応
- ・多職種による検査説明や服薬管理
- ・予診による適切な科への振り分け
- ・適正な紹介、逆紹介による地域連携の促進

業務効率

- ・担当業務の見直しと部門間、職場間再配分
- ・会議、委員会の時間短縮と診療時間内実施
- ・面談、手術説明、退院調整の診療時間内実施
- ・電子カルテの多部門共同使用
- ・ICT（情報通信技術）の導入

勤務体制

- ・医師の長時間労働（連続勤務）防止と勤務間インターバル確保対策の検討・医師の複数主治医制やチーム制の促進
- ・短時間勤務体制、夜勤免除体制の導入
- ・変形労働時間制度の導入
- ・看護、介護職員の月8日以内夜勤の促進
- ・適正な人員配置と人材確保の促進
- ・労働時間管理の徹底

休暇取得

- ・有給休暇や特別有給休暇取得の促進
- ・連続休暇取得の促進
- ・育児、介護休暇取得の促進

福利厚生

- ・院内保育所の設置と保育体制の拡充

2021年4月1日

佐久医療センター 登録医

当院は「地域医療支援病院」として、下記の登録医を中心に地域の医療機関と緊密な医療連携体制を構築しています。

佐久医師会

安紀内科クリニック
あさまコスモスクリニック
いまいレディースクリニック
いまここ診療所
おおくら皮フ科
岡田医院
荻原医院
木村医院分院
こすも内科クリニック
小林内科クリニック
小松耳鼻咽喉科クリニック
小山医院
こやまクリニック
斎藤産婦人科医院
坂戸クリニック
佐久心臓血管クリニック
佐久平エンゼルクリニック
佐久平こころのクリニック
佐久平スカイ眼科
佐久平整形外科クリニック

佐久平透析クリニック
佐久平ファミリークリニック
佐久平よつばクリニック
佐久中央医院
佐久長土呂クリニック
さくらこどもクリニック
さとう泌尿器科クリニック
しのはら形成・皮ふクリニック
しのはら消化器内科クリニック
関口小児科医院
関口内科クリニック
相馬医院
相馬北医院
たかみ耳鼻咽喉科クリニック
たなべ診療所
たむらペインクリニック
つつみハートクリニック
角田医院分院

てらおかクリニック
都甲クリニック
ながうら整形外科クリニック
中澤眼科クリニック
ねむの木公園クリニック
野澤医院
のざわ整形外科
博愛こばやし眼科
はせがわ皮ふ科クリニック
フルタクリニック
増田医院
まつざきクリニック
三木クリニック
みさと皮フ科クリニック
水嶋クリニック
みらい・そだちクリニック
八千穂クリニック
柳澤クリニック分院
わかば内科クリニック

小諸・北佐久医師会

あさま医院
甘利医院
甘利医院わだ
井田医院
岩下医院
上野クリニック
うすだ医院
織田醫院中軽井沢診療所

小岩井整形外科
こまつ内科消化器内科クリニック
桜井クリニック
武重医院
田村医院
鳥山クリニック
花岡レディースクリニック
東小諸クリニック

ひかり医院
発地こころのケアクリニック
宮下内科循環器科クリニック
みよたファミリークリニック
よだ整形外科クリニック

2023年 10月 1日現在（医師会別 ・ 50音順）